



## このページで提供している情報

- [婚約者ビザ保有者](#)
  - [ビザの延長](#)
  - [過去に婚約者ビザを保有していた方](#)
- [短期労働者](#)
- [ワーキングホリデーメーカービザ保有者](#)
- [訪問ビザ保有者](#)
- [VAC（ビザ申請料金）の払い戻し／免除とビザ延長措置一覧](#)

オーストラリアの COVID-19（新型コロナウイルス）関連の渡航規制により影響を受けた一部のビザ保有者は、近日中に VAC（Visa Application Charge：ビザ申請料金）の払い戻しもしくは免除措置を受けられるようになります。

## 婚約者ビザ保有者

これらの変更は、2020-21 年度連邦予算の一環として、2020 年 10 月 6 日に発表されました。この措置は、Prospective Marriage [婚約者] ビザ（サブクラス 300）の保有者や、以前このビザを保有していた方で、COVID-19 関連の渡航規制のためにオーストラリアに入国することができなかった人を支援するために策定されたものです。

## ビザの延長

2020 年 12 月 10 日、オーストラリア国外にいる婚約者ビザ保有者および 2020 年 10 月 6 日から 2020 年 12 月 10 日の期間中のいずれかの時点で婚約者ビザを保有していた方を対象に、2022 年 3 月 31 日までビザの有効期間を延長する規制が策定されました。

これに該当するビザ保有者は、当省から直接、個別に通知を受けます。

現在の自身のビザの詳細や条件については、いつでも下記の当省ウェブサイト上で確認することができます：

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/already-have-a-visa/check-visa-details-and-conditions/check-conditions-online>

ビザの有効期間延長措置を適用されたものの、そのビザではオーストラリアに渡航しなかったという方は、支払った VAC（Visa Application Charge：ビザ申請料金）の払い戻しを請求する資格を有している可能性があります。

現在当省は、VAC の払い戻しをどのように管理していくかについての最終的なあり方をまとめる作業を進めており、払い戻し措置は 2021 年 2 月下旬までには利用できるようになる見込みです。

## 過去に婚約者ビザを保有していた方

保持していた婚約者ビザが失効してしまったという方で、COVID-19 関連の渡航規制により失効前にオーストラリアに入国することができなかったにもかかわらず 2020 年 12 月 10 日に策定された規制に基づいたビザの延長措置を受けられなかったという方は、そのビザの VAC の払い戻しを受ける資格を有している可能性があります。こうした払い戻し措置は、2021 年 2 月下旬から利用できるよう準備が進められています。

現在当省は、VAC の払い戻しをどのように管理していくかについての最終的なあり方をまとめる作業を進めています。

その後にあらためて婚約者ビザもしくは Partner [パートナー] ビザを申請する場合、そのビザ申請は優先的に審査されます。申請の審査にかかる時間は、その申請に不備がないかどうかや、すべてのビザ要件が満たされているかどうかにより左右されます。

## 短期労働者

Pacific Labour Scheme [太平洋諸国労働者スキーム] または Seasonal Worker Programme [季節労働者プログラム] に基づく労働者であった方は、つぎの条件を 2 つとも満たしている場合に VAC（Visa Application Charge：ビザ申請料金）の払い戻しを受ける資格を有する可能性があります：

- ビザの発給が 2020 年 3 月 20 日より前であった
- COVID-19（新型コロナウイルス）関連の渡航規制のために、オーストラリアに渡航することができなかった

Temporary Skill Shortage ビザまたは Temporary Work (Skilled) [短期就労（技能職）] ビザを発給されていた方は、つぎのいずれかの条件を満たしている場合に、将来的なビザ申請の際に VAC の免除措置を受けられる可能性があります：

- COVID-19 関連の渡航規制のために、ビザが失効する前にオーストラリアに入国することができなかった
- オーストラリアに渡航した後に出国したが、COVID-19 関連の渡航規制のために、ビザが失効する前にオーストラリアに再入国することができなかった

## ワーキングホリデーメーカービザ保有者

Working Holiday Maker [ワーキングホリデーメーカー] ビザを発給されていた方は、VAC (Visa Application Charge : ビザ申請料金) の払い戻し、または将来的なビザ申請の際に VAC の免除措置を受けられる可能性があります。VAC の免除は、渡航規制のためにオーストラリアに渡航できなかった方、または COVID-19 の影響のためにオーストラリアから予定よりも早く出国しなければならなかった方を対象に、将来的なビザ申請に適用されます。

ワーキングホリデーメーカービザの年齢制限を超えてしまい、今後同ビザを申請する資格がない方は、新しいビザの VAC 免除ではなく、元々のビザの VAC の払い戻しを受けることができます。

## 訪問ビザ保有者

オーストラリア国外にいる Visitor [訪問] ビザ申請者で、以前の訪問ビザが 2020 年 3 月 20 日から 2021 年 12 月 31 日までの間に失効した、または今後同期間中に当該ビザが失効するという方は、VAC (Visa Application Charge : ビザ申請料金) なしで訪問ビザ (サブクラス 600) を申請できるようになります。この変更は、2021 年はじめに施行されます。なお、ビザを保有する渡航者は、渡航前にオーストラリアの渡航規制の適用除外措置を受けていなければならず、この適用除外措置の申請は、ビザ申請とは別に行う必要があります。[渡航規制の適用除外措置を申請する。](#)

## VAC (ビザ申請料金) の払い戻し／免除とビザ延長措置一覧

ビザカテゴリーとサブクラス	措置の詳細
PLS (Pacific Labour Scheme [太平洋諸国労働者スキーム]) および SWP (Seasonal Worker Programme [季節労働者プログラム]) (サブクラス 403)	COVID-19 (新型コロナウイルス) の影響を受けた当該ビザ保有者で、2020 年 3 月 20 日の国境封鎖の前に渡航することができなかった方を対象とした、VAC の払い戻し 払い戻しを受ける資格はビザ失効後に発生。
Temporary Skill Shortage ビザ (サブクラス 482) または Temporary Work (Skilled) [一時就労 (技能者)] ビザ (サブクラス 457)	Temporary Skill Shortage (TSS) ビザまたはサブクラス 457 ビザを保有していた方で、COVID-19 関連の渡航禁止措置のために当該ビザが失効する前にオーストラリアに渡航することができなかった、もしくはオーストラリアに一度渡航してから出国した後に再入国することができなかった方を対象とした、その後のビザ申請に関連する VAC の免除

渡航規制の実施期間中に TSS またはサブクラス 457 ビザを保有していた方で、オーストラリアに再入国するために新たなビザが必要な方を対象に適用。

WHM ビザ保有者で、渡航規制のためにオーストラリアに渡航できなかった方、または COVID-19 の影響のためにオーストラリアから出国した方を対象とした、VAC の免除

Working Holiday Maker [ワーキング  
グホリデーメーカー : WHM] ビザ  
(  
サブクラス 462 および 417)

WHM ビザ保有者で、渡航規制のためにオーストラリアに渡航できなかった方、または COVID-19 の影響のために予定より早くオーストラリアから出国した方のうち、既に当該の年齢制限を超えてしまい、新たに VAC を免除されたかたちで WHM ビザを申請することができない方を対象とした、VAC の払い戻し

なお、WHM ビザを保有していた方が出国前にオーストラリアに滞在していた期間に、上限は設けられていません。

新たなビザまたは払い戻しの申請は、2022 年末までに行われなければなりません。

Visitor [訪問] ビザ申請者で、以前の訪問ビザ (サブクラス 600) が 2020 年 3 月から 2021 年 12 月までの間にオーストラリア国外にいる状況で失効した、またはこの先同期間中に失効するという方は、VAC なしで訪問ビザを申請できるようになります。この変更は、2021 年はじめに施行されます。

訪問ビザ (サブクラス 600)

この措置を受ける資格のある訪問ビザ申請者でオーストラリア国外にいる方は、Tourist [観光]、Business Visitor [商用]、Sponsored Family [家族訪問]、または Approved Destination Status [中国人団体旅行] のいずれかのストリームの訪問ビザ (サブクラス 600) を、2022 年 12 月 31 日まで VAC なしで申請できるようになります。この措置の対象には、現行および過去の訪問ビザ保有者でオーストラリアへの最初の入国のための渡航ができなかった方に加えて、複数回の再入国が認められているビザで、COVID-19 関連の渡航規制の影響により、一度入国してから出国した後に再入国できなかった方も含まれます。

Prospective Marriage [婚約者] ビザ  
(サブクラス 300)

影響を受けたビザ保有者で、COVID-19 関連の渡航規制のためにビザが失効する前にオーストラリアに入国することができなかった、あるいは今後そのような状況になる

方を対象とした、VACの払い戻しまたはビザ有効期間の延長。VACの払い戻し措置は、2021年2月下旬までに利用できるようになる見込みです。